

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 老人短期入所施設の特別養護老人ホームへの転換について
- 労災特別介護施設に係る介護保険の適用除外施設の追加について
- 短期入所サービス区分に係る区分支給限度基準額の拡大措置に係る事務処理について

(合計 本紙含め15枚)

vol. 82

平成12年7月28日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成12年7月28日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生省老人保健福祉局計画課長

老人短期入所施設の特別養護老人ホームへの転換について

老人短期入所施設の特別養護老人ホームへの転換については、「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」（平成12年3月16日付け老計第9号本職通知）及び「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」（平成12年6月15日付け本職事務連絡）により、その取扱いをお示ししているところではありますが、一部の地方公共団体から照会があった下記の事項について、以下のとおり回答したので、参考までに情報提供いたします。

記

質問 介護保険法の施行の際の既存の特別養護老人ホームについては、居室等の面積要件について経過措置が設けられているが、既存の老人短期入所施設を特別養護老人ホームに転換する場合についても、老人短期入所施設の機能や実態を踏まえ、特別養護老人ホームと同様に考え、居室等の面積要件の規定（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第3項第1号ニ、同項第9号イ及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項ロ、同項第7号イ）については、当分の間、適用されないと解してよろしいか。

回答 貴見のとおり解して差し支えない。



老 介 第 10号  
平成12年7月28日

各都道府県介護保険担当主幹部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険課長

### 労災特別介護施設に係る介護保険の適用除外施設の追加について

介護保険法施行法第11条第1項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第109号。以下「改正省令」という。）が、平成12年7月28日付けで公布され、労災特別介護施設を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第三十六号）第170条各号に規定する施設（以下「適用除外施設」という。）に追加することとされたので、その運用に当たって、下記の点にご留意の上、管下市町村に周知を図られたい。

#### 記

#### 1 改正省令の内容について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第23条第1項第2号に規定する労働福祉事業として行われている労働者災害補償保険法施行規則第18条の3の3第3号に規定する労災特別介護施設については、当該施設の入所者の入所実態等に鑑み、当該施設に入所中の者については、改正省令の公布日より、介護保険法第9条の規定にかかわらず、当分の間、介護保険の被保険者としないうこととしたこと。（改正省令による改正後の介護保険法施行規則第170条）

#### 2 労災特別介護施設入所者に係る介護保険の資格管理及び保険料賦課徴収事務の扱いについて

##### （1）資格管理事務について

改正省令の施行により、労災特別介護施設の入所者については、施設入所に至った日の翌日から介護保険の被保険者資格を喪失するものであり、また、当該施設から退所した場合には当該退所日から資格を取得するものであること。

これらの資格管理については、介護保険法施行規則に基づく届出、住民基本台帳の記載情報、労災特別介護施設からの情報提供に基づき、適切に資格情報の管理を行うこと。

なお、40歳以上65歳未満の者については、当該者が加入している医療保険において、介護保険の第2号被保険者の該当の有無の把握・管理が必要であるため、医療保険者への届出等が必要であること、医療保険者から労災特別介護施設に対して、入所者に係る照会等があった場合には、当該照会に対して必要な協力が行われるよう、3のとおり、依頼が行われたものであること。

## (2) 65歳以上の者に係る介護保険料の賦課・徴収事務の扱いについて

### ① 資格喪失に伴う月割賦課について

第1号被保険者に係る保険料の賦課・徴収については、介護保険条例参考例（平成12年1月26日付事務連絡）により、その扱いをお示ししているところである。

賦課期日後において第一号被保険者に係る資格喪失があった場合の月割り賦課については、資格喪失日の属する月の前月までの月割りをもって行うこととしているところであり、この点、他の適用除外施設に入所し、資格喪失をした者と同様となるものであること。

### ② 平成12年度に係る資格喪失の扱いについて

平成12年度における特例として、賦課期日後に資格喪失をした者については、平成12年度通常保険料額（平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの被保険者月数（資格喪失の日が属する月を除く。）を乗じて得た額とし、平成12年4月から9月までの月については月割算定の対象とならないものであることから、改正省令の施行日において労災特別介護施設に入所中の者については、平成12年度の保険料額の算定対象とならないものであること。

また、改正省令の施行をもって、労災特別介護施設入所者は介護保険の資格を喪失するものであり、入所者が平成12年4月1日において、特別徴収の対象である老齢退職年金給付の受給者である場合においても、特別徴収の対象外となるものであるが、既に入所者の住所地保険者から年金保険者へ特別徴収依頼の通知が行われている場合においては、他の適用除外施設入所者と同様、市町村より特別徴収異動通知（10月年金定期支払期日に係る異動通知は8月18日まで）を行うことにより、特別徴収対象外となるものであるので、上記初回異動通知の徹底につき、特段の配慮を願うものであること。

## (3) 40歳から65歳未満の者に係る介護保険料の扱いについて

改正省令の施行により、施設に入所している40歳から65歳の者については、施行日の属する月より、医療保険者が徴収する介護保険料の徴収対象者から除か

れるものであること。

### 3 労災特別介護施設入所者に係る保険者への情報提供について

労災介護特別施設に係る適用除外施設への追加に伴い、労働省労働基準局労災保険業務室長より、労災特別介護施設の運営を受託している（財）労災ケアセンターに対して別添のとおり的事務連絡が行われ、施設入所者の住所地市町村の介護保険担当部局に対し、入所者の氏名等の必要な情報提供等を適切に行うこととされたこと。

(別添)



事務連絡  
平成12年7月28日

(財)労災ケアセンター  
専務理事 殿

労働省労働基準局労災保険業務室長

### 介護保険の適用除外施設への労災特別介護施設の追加について

介護保険の適用除外施設については、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条第1項の規定に基づき、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第170条各号に規定されているところではありますが、本日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第109号。以下「改正省令」という。)が公布され、新たに労災特別介護施設が適用除外施設に追加されましたので、ご承知おきいただくとともに、各労災特別介護施設に対し周知のほどお願いいたします。

つきましては、各労災特別介護施設の入所者について、下記のとおり、住所地のある市町村の介護保険担当部局に対し情報提供を行うほか、入所者等に対し十分な説明等を行い、円滑な移行が行えますよう、ご協力をお願いします。

#### 記

##### 1 情報提供について

###### (1) 改正省令施行時の当初の情報提供について

改正省令施行時において、65歳以上である入所者については、以下の表に従い、①～⑦の情報を、表の情報提供先の市町村介護保険担当部局に提供すること。

情報提供先	情報提供時期
当該者の住所地	直ちに

###### (提供情報)

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 適用除外施設の名称
- ⑥ 適用除外施設の所在地
- ⑦ 適用除外施設の種別

(2) 改正省令施行後の情報提供について

改正省令施行後においては、以下の表の情報提供の契機が生じるごとに、①～⑨の情報を、表の情報提供先の市町村介護保険担当部局に提供すること。

情報提供の契機	情報提供先	情報提供時期	⑨の情報提供の理由
イ 65歳以上の者が施設に入所した(以下「適用除外者」という。)とき	入所後の住所地	施設入所後、直ちに	入所
ロ 入所者が65歳に到達したとき	65歳到達時の住所地	65歳到達の1ヶ月前までに	65歳到達
ハ 適用除外者が施設入所中に異なる市町村間で住所異動を行ったとき	異動先の住所地	住所異動後、直ちに	転入
ニ 適用除外者が施設を退所したとき	退所前の住所地	施設退所後、直ちに	退所

注) 施設入所後に住所を施設所在地に異動する場合には、まずイの情報提供を行った後、改めて住所異動後にハの情報提供を行うこととなる。

(提供情報)

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 適用除外施設の名称
- ⑥ 適用除外施設の所在地
- ⑦ 適用除外施設の種類
- ⑧ 入所、65歳到達、転入又は退所の年月日
- ⑨ 情報提供の理由

(3) 情報提供に使用する様式について

市町村介護保険担当部局への情報提供に際しては、原則として別紙1の様式を使用すること。

2 介護保険に関する入所者等への説明等について

(1) 介護保険に関する入所者等への説明について

貴団体において、直接又は労災特別介護施設を通じ、入所者又はその家族に対して、以下の事項について十分な説明を行うこと。

なお、必要に応じて、別紙2のお知らせを活用すること。

イ 各労災特別介護施設に入所している間は、介護保険法が適用されていないため、介護保険の被保険者とはならず、介護保険料を納める必要がないこと。

ロ 65歳以上の者及び介護保険の被保険者証の交付を受けている40歳以上65歳未満の者について、労災特別介護施設に入所する場合には、施行規則第32条

- の規定に基づき、入所前の住所地の市町村介護保険担当部局に対し、入所の日から14日以内に被保険者資格の喪失の届け出を行うことが必要であること。
- ハ 65歳以上の者が労災特別介護施設を退所する場合(他の適用除外施設に入所する場合を除く。)、施行規則第171条の規定に基づき、退所後の住所地の市町村介護保険担当部局に対し、退所の日から14日以内に介護保険の第1号被保険者の資格取得の届け出を行うことが必要であること。
  - ニ 40歳以上65歳未満の者については、当該者が加入している医療保険者において介護保険の第2号被保険者としての把握及び管理を行っていることから、労災特別介護施設に入所する場合または労災特別介護施設を退所する場合には、医療保険者への届け出等が必要であること。なお、当該届け出等についての照会は医療保険者に対して行うこと。  
また、医療保険者から入所者に係る照会等があった場合には、当該照会等に対して必要な協力を行うこと。

(2) 入所者に係る市町村等への届け出等の便宜について

- イ 入所者に係る市町村等への届け出等については、届け出等が必要である旨の周知を十分に行うとともに、届け出用紙の入手、届け出用紙の提出等、必要な便宜を図ること。
- ロ また、退所者から、貴団体又は各労災特別介護施設に対し、労災特別介護施設に入所していたことを証明する文書の提出を求められた場合には、入所期間等を明らかにした証明書(原則として別紙3の様式を使用)を当該者に対し交付すること。



適用除外施設入所者情報連絡票

⑤ 適用除外施設の名称	⑦ 適用除外施設の種類	
⑥ 適用除外施設の所在地	電話番号	

① 氏名	② 生年月日	③ 性別	④ 住所	⑧ 情報提供理由 発生年月日	⑨ 情報提供 の理由※

※欄の記入例：施設入所、施設退所、転入、65歳到達

## 介護保険における適用除外について(お知らせ)

介護保険制度については、本年4月1日からスタートし、原則として40歳以上の方が被保険者となっておりますが、労災特別介護施設に入所されている皆様につきましては、当施設が平成12年7月28日から介護保険の適用除外施設となりましたので、65歳以上の方につきましては、本年10月から支払うこととなる介護保険料を、また40歳以上65歳未満の方につきましては、平成12年7月から介護保険料を、それぞれ支払う必要がなくなります。

ただし、当施設に入所されていることの情報を市町村が正しく把握していない場合には、誤って介護保険料が年金から天引きされてしまう等の問題が生じることが考えられますので、市町村が正しく状況を把握するために、当施設に入所されている皆様につきましては、次のとおり必要な届け出等を市町村に対して行う必要があります。

## 1 当施設に入所される(されている)場合

65歳以上の方につきましては、住民票がある市町村に対し、介護保険の適用を受けなくなった旨の届け出を14日以内に行っていただく必要がありますので、市町村にご相談ください。

なお、40歳以上65歳未満の方につきましては、介護保険の被保険者証の交付を既に受けている場合のみ、住民票のある市町村に対し、介護保険の適用を受けなくなった旨の届け出を14日以内に行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

また、40歳以上65歳未満の方につきましては、加入されている医療保険者が介護保険の被保険者としての把握・管理を行っていることから、介護保険料の支払いが行われないう、加入されている医療保険者に対して届け出等を行う必要があります。この手続きにつきましては、加入されている医療保険者に照会していただき、対処のほどお願いします。

## 2 当施設を退所される場合

65歳以上の方につきましては、住民票がある市町村に対し、介護保険の適用を受けることとなった旨の届け出を14日以内に行っていただく必要がありますので、市町村にご相談ください。

なお、この届け出を行わなかった場合には、退所後に必要な介護保険の給付が速やかに受けられない場合がありますので、ご注意ください。

## 3 当施設において

また、入所されている皆様について、当施設においても、住民票がある市町村に対し必要な情報提供を行うとともに、上記の各種届け出等について必要な便宜を図るほか、市町村、医療保険者から照会があった場合には、原則として、それに応じることとしておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

そのため、入所中に住民票を移される場合には、当施設に対し、その旨、ご連絡いただきますよう、併せてお願いします。

以上のとおりでございますが、介護保険における適用除外について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

# 介護保険適用除外施設入所証明書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

(財) 労災ケアセンター〇〇長

又は

〇〇労災特別介護施設長

次の者が下記の期間下記の施設に入所していたことを証明します。

記

対象者	フリガナ		生年月日	明・大・昭	年	月	日
	氏名		性別	男	・	女	

入所年月日	年	月	日
退所年月日	年	月	日

施設	名称	
	所在地	〒
	電話番号	

注) なお、当該施設については、平成12年7月28日から介護保険の適用除外施設となったものである。

(参考)

労災特別介護施設（通称「ケアプラザ」）について

(1) 施設の目的及び入所者

労災法第23条第1項第2号に基づき、被災労働者の介護の援護を図るための事業として、同法に規定する傷病（補償）年金又は障害（補償）年金の受給者のうち、同法の傷病等級表又は障害等級表の第1級から第3級に該当し、かつ、居宅で介護を受けることが困難な者（原則60歳以上）を入所させて、介護を行う施設。

(2) 労災特別介護施設の名称・所在地等

名 称	所 在 地	設置年月
千葉労災特別介護施設 （ケアプラザ四街道）	千葉県四街道市中台 511	平成 4年3月
愛知労災特別介護施設 （ケアプラザ瀬戸）	愛知県瀬戸市山手町 294-5	平成 5年3月
熊本労災特別介護施設 （ケアプラザ宇土）	熊本県宇土市松原町 243	平成 5年6月
北海道労災介護特別施設 （ケアプラザ岩見沢）	北海道岩見沢市日の出町 520-4	平成 6年7月
大阪労災特別介護施設 （ケアプラザ堺）	大阪府堺市城山台 5-2-1	平成10年7月
広島労災特別介護施設 （ケアプラザ呉）	広島県呉市神山 2-1-15	平成11年3月
宮城労災特別介護施設 （ケアプラザ富谷）	宮城県黒川郡富谷町明石台 4-8-1	平成12年3月

(参考) 設置予定

名 称	所 在 地	設置予定年月
愛媛労災特別介護施設	愛媛県新居浜市阿島三喜 一番浜甲1015-17	平成13年3月

(3) 入所者数 7施設 計 373人（平成11年度末現在）

○厚生省令第百九号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号) 第十一条第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年七月二十八日

厚生大臣 津島 雄二

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百七十条に次の一号を加える。

六 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第十八条の三の三第三号に規定する施設

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

事 務 連 絡  
平成12年7月28日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局介護保険課

**短期入所サービス区分に係る区分支給限度基準額の拡大措置に係る  
事務処理について**

短期入所サービス区分に係る区分支給限度基準額の拡大措置（以下「次期拡大措置」という。）については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第68条第3項及び第87条第2項並びに短期入所サービス区分に係る介護保険法第43条第1項及び第55条第1項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額（平成12年2月厚生省告示第37号）において必要な規定を設けているところであり、これらの規定に基づき、本年8月以降の要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等に係る申請においては、次期拡大措置の事務処理が生じることとなります。

つきましては、市町村において次期拡大措置に係る事務処理を行う際に注意すべき事項について、下記のとおり整理いたしましたので、担当各位におかれましては、内容にご留意の上、管下市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 市町村は、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等（以下「要介護更新認定等」という。）に係る申請を受け付ける際に、その時点の4月前の月及び3月前の月（以下「申請の4・3月前の月」という。）のそれぞれについて、当該申請に係る利用者が特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は指定痴呆対応型共同生活介護事業所に入所（短期入所生活介護事業所への短期入所を含む。）し、入院（短期入所療養介護事業所への短期入所を含む。）し、又は入居していた日数及び指定特定施設入所者生活介護を受けていた日数を合計した日数が7日を超えていないことを申請者に対して確認する必要があること。

なお、具体的な確認方法としては、要介護更新認定等の申請書に確認のための記載欄を設定する方式が考えられる。この方式による場合の申請書の様式については別添（本年3月7日の全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料59ページに示している様式と同じもの）のとおりであること。

2. 次期拡大措置を行うに当たって参照する給付実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会から送付される給付実績情報等を活用すること。

なお、本年4月及び5月において、指定居宅サービス事業者に対して概算払いの措置を講じている市町村においては、必要に応じて、申請者の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員に照会する等により給付実績の確認を行う等の工夫をされたいこと。

3. 申請の4・3月前の月において、通常の短期入所サービス区分に係る限度日数を超えて利用した短期入所サービスがある場合について、当該申請が行われた時点においては訪問通所サービス区分に係る支給限度額の残余额の振り替え措置（以下「限度額振替措置」という。）の申請がなかったが、事後的に支給申請等がなされ、その結果、支給することとした場合には、次期拡大措置の取消し（被保険者証の回収、訂正等を行う必要があるほか、利用者がすでに次期拡大措置により拡大された部分の限度日数に係る短期入所サービスを利用していた場合には、その不当利得の返還請求等もあり得る。4. においても同様。）が必要となること。

したがって、市町村は、当該申請の4・3月前の月において、当該申請に係る利用者について限度額振替措置の対象となりうる短期入所サービスの利用実績があるか否かを十分確認する必要があること。

4. 申請の4・3月前の月において、給付対象となる訪問通所サービスを利用している場合について、当該申請が行われた時点において把握している給付実績上は訪問通所サービスに係る区分支給限度額の6割未満の利用しかなかったため、次期拡大措置を講じたが、事後的に特例居宅介護（支援）サービス費の支給申請、居宅介護（支援）サービス費の月遅れ請求等がなされ、その結果、最終的な給付実績が当該区分支給限度額の6割以上となった場合には、次期拡大措置の取消しが必要となること。

したがって、市町村は、当該申請の4・3月前の月において、当該申請に係る利用者について市町村が把握している給付実績に係る訪問通所サービスの利用以外の利用があるか否か、また、当該利用に関して特例居宅介護（支援）サービス費の支給申請をする意向があるか否かを、十分確認する必要があること。

5. 次期拡大措置の対象となる者の要介護状態区分が要介護5である場合には、次期拡大措置により加算される短期入所サービスの限度日数の計算上、端数が生ずることがあるが、この場合における端数処理については、当該端数を切り上げるものとする。